



発行 新潟県

第 92 号

令和7年11月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1004 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1005 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 1006 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 1007 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1008 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 1009 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1010 国土調査の成果の認証（農村環境課）
- 1011 道路の区域変更（道路管理課）
- 1012 道路の区域変更（道路管理課）
- 1013 道路の供用開始（道路管理課）
- 1014 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1015 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1016 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）

選挙管理委員会告示

- 55 選挙運動費用収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

人事委員会規則

- 6-1942 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1004号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市西川口字原田3021番	田	1,223

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者と子も死亡している。

当該農地は、所有者が死亡した後、周辺農業者で当該ほ場を管理してきたが、隣接地を耕作している借受け予定者が耕作を行いたいと申し出たことから県の裁定を希望したもの。

整備が行われた農地で、相続者もいないことから、このままでは、今後遊休化のおそれがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月	5年	60,815円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和7年12月5日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1005号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
糸魚川市大字和泉1803番	田	2,828

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。配偶者とは離婚している。子は死亡もしくは相続放棄しており、相続人はいない。

これまで他の農業者がほ場を管理してきたが、今回借り受け予定者が耕作を希望したいと申し出たところ、相続人がいなかったことから県の裁定を希望したもの。

整備が行われた地域計画内農地で、相続者もないことから、このままでは、今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年4月	5年	112,500円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

- (2) 提出期限
令和7年12月5日
- (3) 提出先
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法
上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1006号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
32415020001	ND167	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020002	ND170	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020003	ND171	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020004	ND172	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020005	ND173	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020006	ND174	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020007	ND175	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020009	ND177	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020010	ND178	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020012	ND181	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020013	ND182	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020016	ND185	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社

32415020017	N D 186	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020018	N D 187	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020001	N D 188	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020002	N D 189	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020003	N D 190	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020004	N D 191	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020005	N D 192	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020006	N D 195	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020007	N D 196	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020008	N D 197	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020009	N D 198	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020010	N D 199	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020011	N D 200	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020012	N D 201	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020013	N D 202	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020014	N D 203	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020015	N D 204	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム

				株式会社
32515020016	N D 205	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020019	L 12－ 5 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020017	L 14－ 4 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020021	L 16－ 4 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020023	L 43－ 5 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020018	L 49－ 2 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32315020014	W23－ 5 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020019	W23－ 6 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020020	W23－ 7 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020021	W45－ 2 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020027	WK17－ 3 A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
10863963078	安昌幸 (全和黑 15534)	黒毛和種	2 級	新発田市 松田動物病院

◎新潟県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営姫田川右岸地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月21日

新潟県新発田地域振興局長

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和7年11月25日から令和7年12月22日まで
- 縦覧に供する場所
新潟県新発田地域振興局農村整備部ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1008号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、上越市及び妙高市の一部を受益地域とする県営大和地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年11月25日から令和7年12月22日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1009号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和7年11月25日から同年12月22日まで関係書類を次のとおり縦覧

に供する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	和田地区（全換地区）	換地計画書の写し	柏崎市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1010号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称

小千谷市

2 調査を行った時期

平成28年度から令和4年度

3 成果の名称

小千谷市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

平成一丁目等4単位区域

5 認証年月日

令和7年10月30日

◎新潟県告示第1011号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南蒲原郡田上町大字羽生田字大道郷117番1から	新	9.4～12.3メートル	164.8メートル

同郡同町大字羽生田字道下丙530番6まで	旧	7.5～12.3メートル	164.8メートル
----------------------	---	--------------	-----------

備考 路線の重用

全区間県道村松田上線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村松田上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南蒲原郡田上町大字羽生田字大道郷117番1から	新	9.4～12.3メートル	164.8メートル
同郡同町大字羽生田字道下丙530番6まで	旧	7.5～12.3メートル	164.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道403号と重用

◎新潟県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽茂港村山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市羽茂本郷6322番1から	新	17.0～32.4メートル	74.0メートル
同市羽茂本郷6322番1まで	旧	12.6～28.3メートル	74.0メートル

◎新潟県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 羽茂港村山線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂本郷6322番1から同市羽茂本郷6322番1まで
- 3 供用開始の期日 令和7年11月21日

◎新潟県告示第1014号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規

定により指定した土砂災害警戒区域（令和元年5月31日新潟県告示第102号）を次のとおり解除する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若宮町(8)地区	加茂市若宮町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1015号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（令和元年5月31日新潟県告示第103号）の指定を解除する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若宮町(8)地区	加茂市若宮町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1016号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若宮町(8)地区	加茂市若宮町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、令和7年3月4日付け新潟県選挙管理委員会告示第13号の一部を次のとおり改める。

令和7年11月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

訂正報告年月日 令和7年11月11日

候補者氏名 鷲尾 英一郎

(報告書受理年月日 令和6年11月11日第1回報告分) 中

項目	訂正後	訂正前
3 報告書の要旨 収入 主たる寄附 (氏名団体名)	自由民主党新潟県第四選挙区支部	自由民主党

人事委員会規則

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年11月21日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6－1942号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（規則第6－1934号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 1 （略） （改正条例附則第9項の規定による寒冷地手当に関する経過措置） 2 <u>この項から附則第4項まで</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） 3 （略） 4 <u>その他改正条例附則第7項及び第8項又は前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が委員会と協議して定める職員に対しては、改正条例附則第7項及び第8項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。</u>	附 則 1 （略） （改正条例附則第9項の規定による寒冷地手当に関する経過措置） 2 <u>この項及び次項</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） 3 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。